

# 役員報酬規程

平成14年10月25日 理事会制定

## (総則)

第1条 社団法人日本薬剤師会定款施行細則第12条の規定に基づく役員報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

## (報酬支給)

第2条 役員に支給する報酬については、第4条および第5条の規定に基づき、会長が副会長の意見を聴いて決定する。

## (支給範囲)

第3条 報酬を支給する役員は、会長、副会長、専務理事および常務理事とする。ただし、その他の役員に対しても、理事会の議を経て報酬を支給することができる。

## (報酬額等)

第4条 役員の基準報酬は、基本額に役員別係数を乗じた額を月額とする。ただし、賞与は支給しない。

2 基本額は3万円とする。

3 役員別係数は、次のとおりとする。

一 会長 15

二 副会長 9

三 専務理事 15

四 常務理事 7

4 その他の役員の報酬額は、その都度決定する。

## (報酬の付加等)

第5条 前条第1項乃至第3項の規定にかかわらず、執務の状況等を勘案し、基準報酬に対し付加または減算して支給することができる。

## (雑則)

第6条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (規程の改廃)

第7条 本規程を改廃する場合は、理事会の議を経るものとする。

## 附 則

この規程は平成14年10月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(別紙)

役員に対する報酬の支給について

平成15年10月1日  
社団法人 日本薬剤師会

平成15年度は、役員報酬規程（平成14年10月25日制定）第3条及び第4条の規定に基づき、会長、副会長、専務理事並びに常務理事以外の理事1名に対して、常務理事の例に準じて報酬を支給している。